

『錦囊万家節用宝』考 — 不整合の解釈 —

はじめに

佐藤(二〇〇二)において、架蔵する『錦囊万家節用宝』の紹介とともに、当時では例外的な合冊という手法とその価値を中心に見、これを契機として合冊体節用集という存在に注目した。が、紙数の都合もあって「きっかけとなった『錦囊万家節用宝』の具体的な部分での評価、ことに合冊ゆえの欠点などは棚上げすることとなった。本稿は、その棚上げした部分を検討し、前稿を補おうとするものである。

本稿を読むには、前稿と読み合わせる必要があるが、いま、本稿だけでも読みうるよう、必要最小限の範囲で『錦囊万家節用宝』の概要を示しておく。

書名——錦囊万家節用宝(見返し。他に統一的書名なし)。
刊記——寛政元巳酉年／心斎橋南四丁目／浪花書舗 吉文字屋市兵衛板
体裁——美濃判縦本。左記四書を合して一冊とする。四書間に「黄紙」と呼ぶ料紙を挿入し、境界とする一方で、目録の役を兼ねる。四書とも、本来、三切横本ながら、裁断せずに美濃判のまま製本。
内容——合冊諸本は次の通り。

人家日々取扱要領之事(見返し)

吉文字屋刊『文宝節用集』(外題。宝暦二二年刊) 付録部の再版。

伊呂波分子引節用集(見返し)

目録部での書名は「いろは字引節用集」。吉文字屋刊『急用間合即座引』(外題。天明六年再版)の再版。

編集委員 (Editors)

安直哉 (N. Yasu)	野元世紀 (S. Nomoto)	松永洋介 (Y. Matsunaga)
谷誉志雄 (Y. Tani)	大和隆介 (R. Yamato)	宮本正一 (M. Miyamoto)
神野幸雄 (Y. Jinno)		

岐阜大学教育学部研究報告 — 人文科学 — 第50巻 第2号

2002年3月発行 [非売品]

岐阜市柳戸1番1

編集兼
発行者 岐阜大学教育学部

責任者 野元世紀

印刷所 昭和ぷりんと

岐阜市岩崎1の12の3

佐藤 貴裕

訓蒙図彙 一名万物絵本大全(見返し)

目録部では「万物絵本訓蒙図彙」。高屋平右衛門・村上源兵衛刊『万物絵本大全調法記』(内題。元禄六年刊。上下二巻)の再版。

年中行事綱目(見返し)

目録部では「年中行事」。亀屋安兵衛・須原屋茂兵衛刊『諸国年中行事綱目』(内題。宝暦五年刊)の再版。東京都立中央図書館蔵本などによれば、本来の編者・序者は高秋安兵衛と思われるが、「浅井素封堂(浅井徳右衛門)書肆・秋田屋徳右衛門」に改める。

右のように『錦囊万家節用宝』は、合冊という自由度の高い方法で節用集に多くの本格的な付録を付し、一冊にまとめたものといえる。ただし、合冊された書籍はいずれも『錦囊万家節用宝』として合冊されることを想定したものではないので、齟齬を来してしまう部分がある。さらに、後述のように書肆による単純なミスや重大な計画変更もあって、近世節用集中における位置を捉えにくくもしている。

本稿では、『錦囊万家節用宝』に対する過不足ない評価・位置づけを行なうべく、それらの齟齬や欠陥などの不整合がどのような経緯で生じたかを考察するものである。

一 不整合一覧

『錦囊万家節用宝』にはどのような不整合が見られるのか、合冊に起因

するものに限らず、まずは一覧しておきたい。

(一) 開版手続きの先後

『錦囊万家節用宝』の開版は刊記によれば寛政元年だが、大坂本屋仲間の新板願出印形帳には「万家節用宝」の名が見え、寛政四年八月に出願したことになっている。この願書が『錦囊万家節用宝』のものとするれば、願書よりも開版の方が先になる点、不審である。

ただし、新板願出印形帳には「万宝即座引之入事／万宝絵本大全／早考節用／右三書合本一冊」とあり、『錦囊万家節用宝』の構成と異なる部分があるので別書と考える余地がある。ことに、節用集本文が『急用間合即座引』ではなく、『早考節用』(『早考節用集』天明五(一七八五)年刊)であるのが整合しない。しかし、後述のように、本来は『早考節用集』が合冊されるはずだったらしく、そのことを考えれば、この願書は『錦囊万家節用宝』の本来の有りように近いものと考えられる。また、他に『錦囊万家節用宝』の願書に相当するものがあるわけではないので、この願書が『錦囊万家節用宝』のものである可能性は消えない。

(二) 新板願出印形帳の年記

右に「寛政四年八月に出願したことになっている」と不明確な書きかたをしたが、これは願書自体に年記がないためである。影印本によれば、前後に配された他書の願書には、ともに寛政四年八月とあるため、これにしたがったのである。厳密に言えば、寛政四年八月のところに「万家節用宝」の願書はあるが、それ以前に、たとえば『錦囊万家節用宝』に記された寛政元年以前に書かれた可能性がないわけではない。つまり、文書を整理する段階で寛政四年八月のところに紛れ込んだことが考えられるのである。とすれば、右記(一)「開版手続きの先後の問題は、解消される可能性もないわけではないことになる。」

なお、大坂本屋仲間行司の業務日誌である出勤帳を確認したが、寛政四年八月分については簡略に記されているため、詳細が知られない。また、江戸本屋仲間の割印帳にも『錦囊万家節用宝』はみいだせない。

(三) 三切本の不裁断製本

『錦囊万家節用宝』では、本来三切本である書籍を裁断せずに製本した

集』巻末に「不成就日・服忌令・年代六十図・潮汐満干・十干十二支・鬼宿大吉日・願成就日」として七項目があり、それを先取りして「人家日々取扱要之事」の目録に含めたものと考えられた。これを『錦囊万家節用宝』に合冊したため、不都合が生じたのである。

(六) 『伊呂波分子引節用集』目録における丁付けの齟齬

目録の丁付けが、本文の丁付けとまったく一致しない。検討の結果、目録の丁付けは、天明五(一七八五)年刊『早考節用集』の本文とほぼ一致することが分かった。このことから、当初は『早考節用集』が合冊される予定だったと考えられる。となれば、右記(一)の新板願出印形帳にみえる「早考節用」を合冊するのが本来の形であること、何らかの事情により、急遽『急用間合即座引』に差し替えられたことが推測される。この件については、目録の異なるので前項(五)に含めてもよいのだが、構成上、重要かと捉え、別項とした。

(七) 書名「伊呂波分子引節用集」

目録にある「いろは字引節用集」にしても、はなはだ簡略な書名である。また、要素「伊呂波分(いろは)・字引・節用集」をみると、当時の節用集はイロハ引きの字引なので重言となってしまう。また、統一的な書名『錦囊万家節用宝』とまったく異なるのも問題となろうか。

おむね、右のような問題点があるのだが、これだけでも『錦囊万家節用宝』が商品としての整然さがいないことは知られるかと思う。もちろん、それは、版元・吉文字屋も承知のことであつたろうが、そのうえで、開版に踏み切った事情・背景を考えてみたい。

右記(一)～(七)は、検討のための準備状況はまちまちである。(一)

(二)は資料にめぐまれないため、右記以上に検討することは困難である。

(四)(五)については、ほぼ記しえたことと思う。したがって、残る(三)

(六)(七)について検討することとする。

ため、本文は美濃判の版面を三段に分かって印刷される。そのため、本文の流れは、『伊呂波分子引節用集』を例にとれば

中段初丁↓中段末丁↓下段初丁↓下段末丁↓上段初丁↓上段末丁と不自然なものになっている。

(四) 記事の重複

独立的な書籍を合冊したために、内容の重複するものがある。

①『伊呂波分子引節用集』の巻末付録に「服忌令・潮汐満干」があるが、これは「年中行事綱目」の巻末付録「潮汐満干・略服忌令」と重複する。②『伊呂波分子引節用集』の「石刻印譜・五節句異名・相姓名頭書判・中花開闢・諸宗精進日」は、『人家日々取扱要之事』の「石刻印譜・十二月五節句異名・相姓名頭書判・中花開闢・諸宗精進日」と重複する。ただし、「石刻印譜」(印影集)については、二書それぞれに収められた印影自体は重複しないので収載する価値はあることになる。ただし、合冊とはいえ、一書のなかに同名同旨の付録が離れて存するのは不体裁である。

(五) 目録での不備

『錦囊万家節用宝』に合冊された四書はそれぞれに独立的な存在なので、どこからどこまでが当該書であるかを明示する必要がある。また、三切本を裁断せずに製本したため、本文の流れ方が不自然になっている。これらに対応するため、各書間の境界と目次を兼ねた「黄紙」と称する丁を設ける。が、かならずしも有効に機能してはいない。

①『人家日々取扱要之事』には黄紙がない。『錦囊万家節用宝』の最初に位置するので境界表示は不要だが、三切不裁断の本文なのだから丁付け目録まで不要なのではない。にもかかわらず、三切時の目録だけで済ませているのは不審である。しかも、三切時の目録は丁付けを示さず、標目も簡略なので検索の便は得にくい。

②また、『人家日々取扱要之事』の目録末尾の挙げられた七項目「不成就日・服忌令・年歴六十図・しほの満干・十干十二支・鬼宿吉日・願成就日」に相当するものが存在しない。これは前稿にも記したが、『人家日々取扱要之事』が、『文宝節用集』(外題。宝暦二年刊)として『蠡海節用集』と合冊されるために編集されたからである。すなわち、『蠡海節用集』

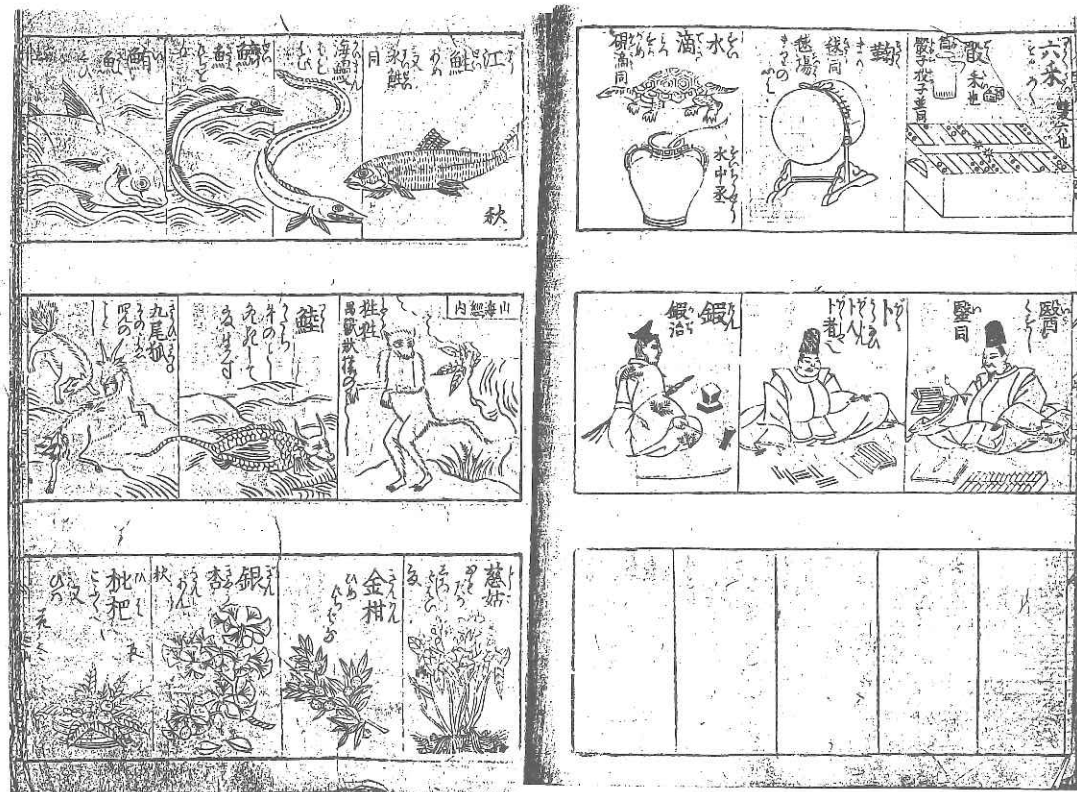
二 三切不裁断製本

特徴と不都合

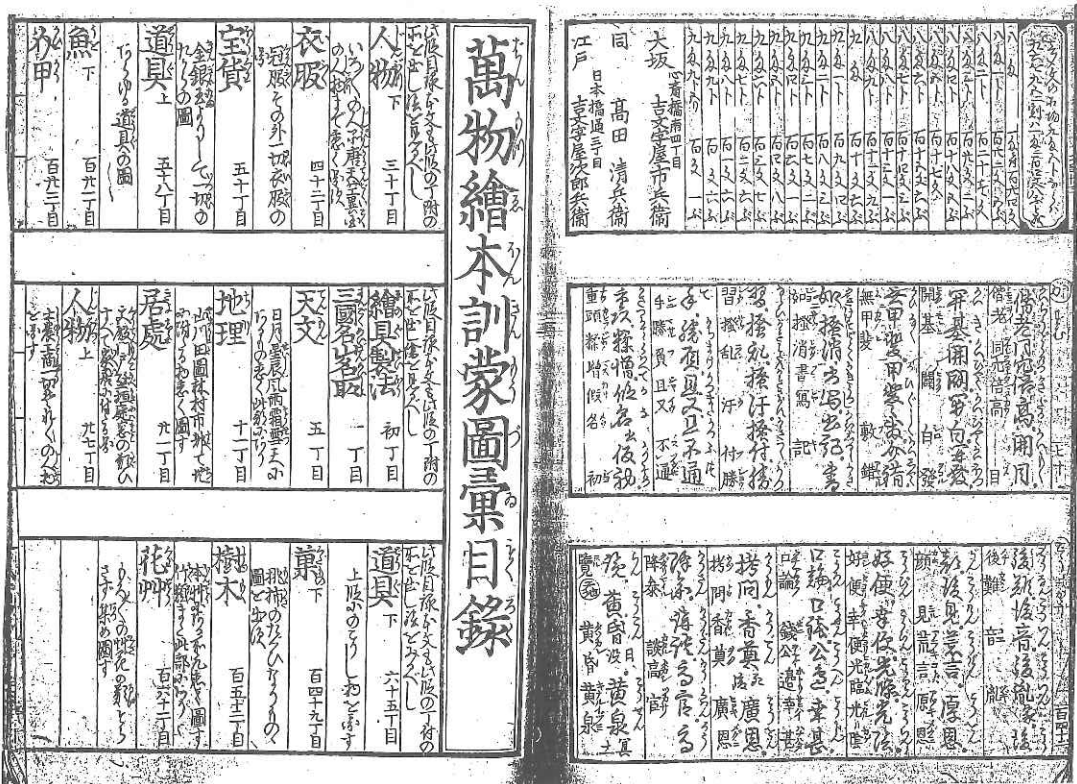
前稿では、合冊という手法を重視したため、もうひとつの大きな特徴である三切不裁断製本については、ほとんど触れられなかった。そこで、不整合の検討に先立って、三切本の刻み方をめぐることがらに触れておく。

まず、『錦囊万家節用宝』によって、三切本の版木の製作がどのようなものであったかが知られるのは興味深い。合冊された四書とも、本文を三分して三段に配するので(以下「三分三段配置」と言う)、当時においては、そうした刻し方が通例だったのであろう。また、本文の初め三分の一が中段に来る点は四書に共通しており、これもまた通例だったかと思われる。ただし、本文中部・末部が、上段・下段のどちらに配されるかは一定していない。

なぜこうした配し方になるか、確かなところは分からないが、実際に三切横本を製本する工程を思えば一つの可能性を示せそうである。一丁ごとに裁断することも考えられるが、段ごとに本文が連続することを思えば、裁断する前に丁合いを終え、その時点で仮綴じした方が能率的である。段ごとに裁断し、できた三つの冊子を順次積み重ねれば、そのまま製本できるからである(図版一参照)。このような工程で三切本が製本されたなら、本文の初め三分の一を中段に配したことが生じてくる。中段の上辺を裁つときは上段下辺の余白を案配しながら、中段下辺を裁つときは下段上辺の余白を案配しながら裁つことになる。もちろん、同時に中段自体の上辺・下辺の余白も案配するが、このとき、中段の裁ち幅を、製本後の化粧裁ちと同じか極く近いようにすると一層効率が良い。中段は、本文の初めの部分なのだから三つの冊子を重ねたときに一番上に来るので、化粧断ちでは、この中段部を定規代りにできるからである。こう考えると、中段は、上下段の裁ち方とともに、全体の裁ち方の基準を決める唯一の段であることになる。したがって、本の先頭部である本文初めの三分の一が中段にこなければならないのではなからうか。逆に、残る中・末の三分の一は、上段であつても下段であつても構わないことになる。このことは、先に述べた三



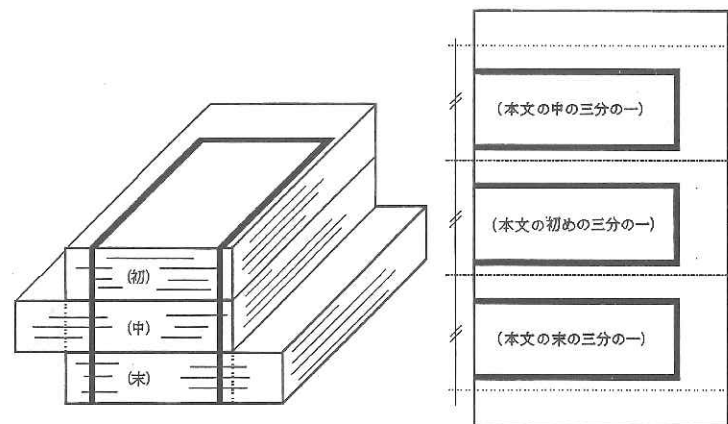
図版二



図版三 右は『伊呂波分子引節用集』(急用間合即座引) 最終丁裏。

分三段配置の上段・下段に配される本文が、中・末の三分の一のいずれであるか一定しないことの説明にもなっている。このように、三分三段配置の特異な配し方は、裁断・製本までを考慮した周到なものであったと推測されるのである。

こうした配し方がいつからあったかにも興味が向く。合冊四書のうち、『訓蒙図彙 一名万物絵本大全』は元禄六年、『年中行事綱目』は宝暦八年、『伊呂波分子引節用集』は天明六年であり、『人家日々取扱要領之事』は宝



図版一

暦一二年の刊行と考えられた。したがって、遅くとも一七世紀末には三分三段配置が採られていたことになる。おそらくは、これ以前の半切本・三切本など、小型の判型のものと同様の刻し方をしていたのではなからうか。ただし、本文初めの三分の一が中段に来るというスタイルは、後に変更があったらしい。山田忠雄(一九八二)の口絵には『鮮明いろは字引』(柱題)の銅版一枚の写真が掲げられるが、丁付けは上段から「五十三・百十八・二百八十三」と見え、本文の初・中・末の三分の一は、それぞれ上・中・下に配されるのである。

右のように推測される本文三分三段配置の特徴からすれば、『錦囊万家節用宝』合冊四書は、やはり三切にすることが前提で作られた書籍であって、三切にしない美濃判のままでは不自然なものである。以下、繰り返しになる部分もあるが、その不自然さについて確認しておきたい。

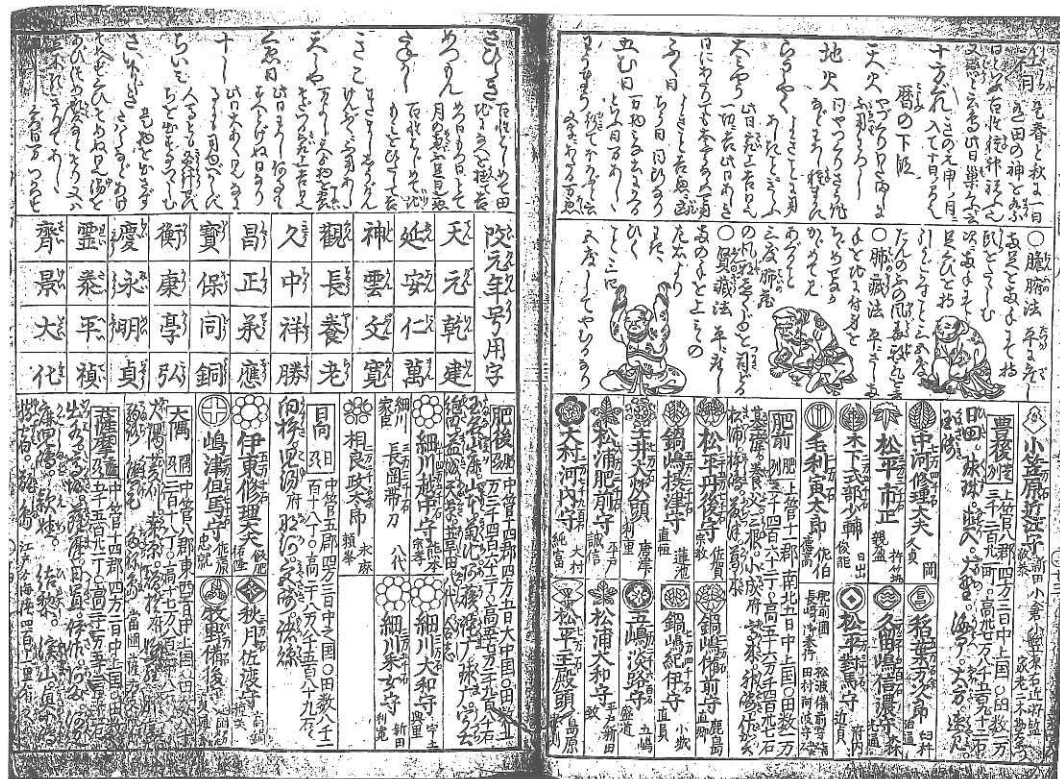
三切にしない場合、本文の流れは丁よりも段を優先して進むことになること、ことに本文初めの三分の一が中段に来るのが不自然であった。やはり、上から下へと流れるのが自然であろうから。さらに、『錦囊万家節用宝』合冊四書では、本文中・末の三分の一の位置が上段にくるか下段にくるかで一定しないため、混乱しかねないものだった。事実、『年中行事綱目』の目録で上段と下段をとりちがえるなど、書肆自身ですらミスをおかすほどであったのである。

この種の複雑さは『訓蒙図彙 一名万物絵本大全』で頂点に達する。というのは、上巻・下巻それぞれを単位として版木が作られているためである。本文の流れを模式的に示せば次のようになる。「↓」は同じ段での連続を、「↑」は末丁から初丁へ戻ることを、「↓」は上巻から下巻へ移ることを示す。

上巻中段初丁↓末丁 ↓ 上段初丁↓末丁 ↓ 下段初丁↓末丁 ↓
下巻中段初丁↓末丁 ↓ 上段初丁↓末丁 ↓ 下段初丁↓末丁 ↓

つまり、一冊本の場合の三分三段配置の複雑さが、二巻構成のために倍加されるのである。いや、中段・上段・下段という本文の流れが下巻の初めから再び改まることにより、本文の続き具合とともに巻の切れめも意識する必要がある。しかも、その上下巻の境界は、注意しなければ見過ごし

図版四



連城節用夜光珠 明和五
急用間合即座引(真草二行本) 安永七・天明六
急用間合即座引(行書一行本) 安永九
大成正字通 天明二
袖中節用集 宝曆八・天明九
新撰正字通 明和六・安永九

こうした三切諸本の処分に手を焼いていたとは言わないが、豊富に蔵していたことが、その(再)利用法を考えるきっかけになることも考えられるので、三切不裁断製本を行うにあたっての必要条件として見ておいてよいと思う。

三切不裁断という着想の出所について、段ごとに記事が進められる点は、実は、在来の節用集の中に先蹤が認められる。ただし、巻頭付録にかぎってのことだが、一八世紀の節用集では紙面を三・四段に分割し、それぞれの段ごとに付録本文を書き進めるのが普通であった。図版四として掲げた『玉海節用字林蔵』(延享二年頃刊。架蔵)なら、見開き上段に「年曆指南」の一部があり、中段に「独按摩図法」の終わりと「改元年号用字」の初めの部分があり、下段に「新改正御武家鑑」の一部が配されるようなものである。もちろん、この始原をさかのばれば、『頭書増補三行節用集』(寛文一〇年刊)のような頭書にたどりつくことが考えられる。ともあれ、こうした、丁よりも段を優先したレイアウトが吉文字屋の念頭にあれば、三切不裁断についても容易に実行に移しえた可能性は考えておいてよい。ただ、そうだとすると、在来型節用集の巻頭付録と『錦囊万家節用宝』の三切不裁断本文との決定的な違いは、前者が段ごとに記事が終了するのに対し、後者は一連なりであることである。本文の初めの三分の一がある中段の最終丁は、中の三分の一がある段(上段か下段)の最初丁に接続すること、すでに述べた通りである。したがって、こうした点をいかに利用者に知らしめ、より違和感なく利用させるかが問題となるのである。

そのためには、目録の整備がもっとも重要な課題となる。どこに何があるかを周到に知らせる必要があるからだ、この点、吉文字屋は、以前より目録を重視する書肆であり、目録やそれをめぐる工夫に自信のある書肆

かねないもので(図版二参照)、利用者の心理的な負担は倍加どころではなかったはずである。いっそ、上下巻のあいだに黄紙を設け、それぞれに目録を作った方が利用しやすかったことであろう。もちろん、『訓蒙図彙 一名万物絵本大全』の目録には丁付けが記してあるので、相応に円滑な検索ができることになる。が、本文の複雑な進み方を反映したものであった。たとえば、目録上段の「道具上 五十八丁目」の左隣には「道具下」があってほしいが、その位置には、下巻の「魚下 百廿一丁目」が来ており、「道具下」は下段の最初に配されるのである(図版三参照)。もちろん、そのような目録ではあっても、なければ困るものではある。

踏み切る条件
このように三切不裁断製本は煩雑なだけで、利用者にとって利点となるところがない。それだけに、なにゆえ、開版に踏み切れたのかが問われることになる。この問いは素朴ではあるが、『錦囊万家節用宝』を見たもの誰しもがもつ疑問であろうし、その答えを求めたくも思う。以下、三切不裁断製本をうながした要因なり条件なりをことあげてみよう。

まず、三切に裁断しないことの利点を考えてみよう。たとえば、裁断しないことで手間・経費がはぶけるということはあるであろう。詳しくは綴じ紐の長さによる経費如何などについて正確な数字が必要だが、手間の上では、小さな三切よりは、美濃判の製本の方がしやすいように思う。ただ、この程度の経費が負担できないようでは、書肆の経営は成り立たないようにも思われる。あくまで印象としてそう思うにすぎないが、経費節減のために裁断しなかったとは、やはり考えにくいだろう。

吉文字屋が、多くの三切本を所有していたことも注目してよいだろうか。宝暦以降には節用集だけでも、高田(堺屋)清兵衛との相合版も含めて次のようなものがあつた。寛政の直前、天明までの再版年を併記する。

蠹海節用集	延享元・寛延三・宝暦四・宝暦二・明和六
字典節用集	寛延四
大節用文字宝鑑	宝暦六
新撰部分節用集	宝暦九
早考節用集	宝暦一・天明五

だったようである。というのは、『錦囊万家節用宝』以前に吉文字屋が刊行した『急用間合即座引』『大成正字通』に一連の周到な工夫をみることができるところである。『急用間合即座引』『大成正字通』は、仮名遣いよりも発音の同一の語を優先して一か所にまとめることがある。ことに長音・拗長音がかかわる仮名二字以上で表されるものについては意を用いている(後述)。そのために変則的なイロハ順をとるのだが、これを周知せしめるために、詳細な目録(丁付合文)を用意するのである。

そしてさらに、この丁付合文をより使いやすくするために、板心の文字を、左側(袋綴じなので丁裏右端)に寄せることまでしている。

実際に字を引くとき、ことに手の動きに注目してみたい。丁付合文で目当ての丁付けを確認し、それよりもやや多めの箇所右手親指の腹をあてて開き、目当ての丁まで親指の力をぬいて丁を送る。一丁ずつ送ってもよいが、目当ての丁まで一度に過不足なく送ることができればなおよい。そのためには、開かれている丁の丁付けと送るべき丁の数あるいは目当ての丁付けを把握したうえで、親指の位置・力を加減することになる。このとき、丁付けが各丁裏右端にあるので、各々の丁と丁付けと親指の位置関係が一目で把握できることになる。つまり、目の動きを最小限に抑えることになり、ひいては検索に集中できることにもなるのである。こうしてみると、板心文字の偏心はエルゴノミクスの領域に踏み込んだ考案であり、それを彫刻・製本の通念をまげて実現したものということになる。(佐藤一九九六)

これは、かなり周到に練られた工夫であったと評せるものだが、そのまま目録の効用をきわめた書肆ならば、はなはだ単純な言い方だが、どのような構成の書籍であっても「目録さえ完備していればよい」との判断が芽生えてもおかしくないように思うのである。

右にみてきたのは、なぜ三切不裁断を実行したかということだったが、逆に、三切に裁断できなかったと考え、その理由を考察するという行き方もあろう。三切に裁断して製本すれば書籍の厚みは三倍になる。『錦囊万家節用宝』に合冊された四書は、『人家日々取扱要事』二二丁、『伊呂波分子引節用集』七二丁、『訓蒙図彙 一名万物絵本大全』六三丁、『年中

「早考節用集」が存在したことを示す記録は他にもある。大坂本屋仲間の記録の「開板御願書」第一二冊に、「滄浪節用集」を「早考節用集」に改題する旨を記した宝暦二年一月付けの願書がある。開版人として堺屋清兵衛の名がみえるが、編者の名はない。そこで宝暦二年正月付けの「滄浪節用集」開版願書にさかのぼれば「滄浪節用 百六十三丁 全部吉冊 作者京屋治兵衛」とあった。穂積義雄と京屋治兵衛は同一人と考えてよさそうである。また、丁数も割印帳の記事と同一であ

る。天明五年以前に「早考節用集」が存在したことを示す記録は他にもある。大坂本屋仲間の記録の「開板御願書」第一二冊に、「滄浪節用集」を「早考節用集」に改題する旨を記した宝暦二年一月付けの願書がある。開版人として堺屋清兵衛の名がみえるが、編者の名はない。そこで宝暦二年正月付けの「滄浪節用集」開版願書にさかのぼれば「滄浪節用 百六十三丁 全部吉冊 作者京屋治兵衛」とあった。穂積義雄と京屋治兵衛は同一人と考えてよさそうである。また、丁数も割印帳の記事と同一であ

る。天明五年以前に「早考節用集」が存在したことを示す記録は他にもある。大坂本屋仲間の記録の「開板御願書」第一二冊に、「滄浪節用集」を「早考節用集」に改題する旨を記した宝暦二年一月付けの願書がある。開版人として堺屋清兵衛の名がみえるが、編者の名はない。そこで宝暦二年正月付けの「滄浪節用集」開版願書にさかのぼれば「滄浪節用 百六十三丁 全部吉冊 作者京屋治兵衛」とあった。穂積義雄と京屋治兵衛は同一人と考えてよさそうである。また、丁数も割印帳の記事と同一であ

早考節用集 全一冊 穂積義雄作 板元 大阪 鳥飼市兵衛
墨付百六十三丁 売出し 吉文字次郎兵衛

割印帳は「開版赦免ののち印刷本が行事に提出された時点で記載され」（多治比郁夫一九八四）るものなので、「早考節用集」との書名の節用集が宝暦二年に刊行されていたことが知られる。問題は、これが天明五年刊「早考節用集」の初版本かそれに準ずるものかどうかである。「墨付百六十三丁」は異同がない。ただし、天明版のこの数字は最終丁の丁付けであり、表紙見返しなどは含まない数字である。また、編者を穂積義雄とするが、寛政二年に成立したかという大坂本屋仲間記録の「書籍分類目録」では「早考節用集 作者京屋治兵衛 全一冊」であって異なっている。もちろん、穂積義雄の別称が京屋治兵衛であることは十分に考えられる。なお、亀田本には編者名は記されていない。

天明五年以前に「早考節用集」が存在したことを示す記録は他にもある。大坂本屋仲間の記録の「開板御願書」第一二冊に、「滄浪節用集」を「早考節用集」に改題する旨を記した宝暦二年一月付けの願書がある。開版人として堺屋清兵衛の名がみえるが、編者の名はない。そこで宝暦二年正月付けの「滄浪節用集」開版願書にさかのぼれば「滄浪節用 百六十三丁 全部吉冊 作者京屋治兵衛」とあった。穂積義雄と京屋治兵衛は同一人と考えてよさそうである。また、丁数も割印帳の記事と同一であ

ぢやう・ぢよ・ぢう・ぢゆ・ぢや・じやう・じよ・じう・じゆ・じや
チ部もチャウ部も対等な部として別立てするわけだが、こうした変則的なイロハ分けを周知せしめるため、単独刊行された亀田本では一丁半にわたる詳細な目録がそなわる。普通、四七字だけなら半丁で済むところなので、部立ての緻密さとともに目録の周到さがうかがえる分量である。第二分類の仮名類別も凝ったものである。「字の引様」から仮名の類別の説明を示せば次のようである。私に句読点を施した。

すむ 家 石垣 隠居
字のよみ終、ひかず、はねず、すみて読字、この部に入
にこる 砂 池田 院家
字のよみ終、にこる字すべて此部に入
隠者 印数
右のよみ終、よみ終の部にこり候二付、にこる部に入
辺鄙 一派
右のよみ終、半濁に御座候。此のよみ、にこる部に入申候
ひく 印籠 衣装 一町
右のよみ終、よみ終を引字、すべて此部に入
はねる 衣冠 一献 一樽
字のよみ終、んとはねる字、すべて此部に入

「よみ終」は、「にこる字・引字・はねる字」とあるように仮名に注目させるので、原則として語末の仮名とみてよい。ただし、「にこる」の項では細則がある。まず、「辺鄙・一派」から語末半濁音仮名も「にこる」に配される。また、「隠者・印数」からは語末の仮名「や・ゆ」ではなく、その直上の仮名が濁音であることから「にこる」に配されることになる。これは、濁音の拗音にかぎって「よみ終の字」と呼ぶように、発音を重視するので変則的である。「声」を音読みとみれば字音語末尾漢字の字音という別の単位を持ち出したものとも捉えられる。あるいは、拗音を仮名二字ではあっても一単位（一拍）としてのことかとも思われるが、いずれにしても単位が仮名ではなく発音に変わっているのである。

本文にあたれば、「字の引様」に現れない細則もある。濁音をもつ拗音には右のような特例があったが、濁音をもつ拗長音は長音仮名を優先させて「ひく」に含める。また、各部の「ひく」をみれば、「祝・誘」など、語末を「ふ」とするものも含まれる。「引字」には「ふ」を含むか、実際の発音によって異なることになる。後者の方が、「芭蕉」を「ひく」に配することからは考えやすい。ただ、「祝・誘」は、長音にするか割って発音するかは個人差があるように思われる。もちろん、当時において割らずに発音するのが一般的であれば問題はないが。

結局、「急用間合即座引」における仮名類別は、大略は理解できるものの、細則があったり、実際に本文にあたって試行錯誤しなければならなかったりなど、厄介なものと思える。活用するまでには、相当の時間と根気が必要だと思われる。こうなると、第三分類の意義分類も、普通なら多少の違和感でとどまったであろうが、凝りに凝った第二分類のあとでは、引きがたさを倍加するだけのものだったであろう。

以上のことから「錦囊万節用宝」を構成するのに、「早考節用集」と「急用間合即座引」のいずれがふさわしいかは明らかであろう。三切不裁断製本で複雑になった本文の流れのうえに、さらに複雑さを増すような節用集は無用だからである。おそらく、こうした検索のしやすさをもって、当初は「早考節用集」を合冊することになっていたであろう。

『早考節用集』の欠陥

検索法からみた場合、「早考節用集」が合冊されなかった理由も「急用間合即座引」が採用された理由も見えてこない。むしろ、「早考節用集」から「急用間合即座引」への変更はありえないとしか考えられない。したがって、「早考節用集」に、他に何らかの重大な欠陥が生じたことを考えることになる。たとえば、版權上の支障があったり、版木が磨滅して再摺に耐えなかったり、などのことである。

当時の節用集の多くが真草二行表示であることをおもえば、「早考節用集」が行書一行表示であることは、一つの欠陥と見なすこともできようか。もちろん、行書にかぎったのは、当時、もっとも一般的であった書体に限定することで「早考節用集」の実用性を強調したり、真字（楷書）を省く

る。また、明和九（一七七二）年刊『書籍目録』における「一 早考節用集 同（高田氏）」との記載もある。なお、「高田氏」とは、吉文字屋と相合版を出すことの多かった堺屋清兵衛のことである。

以上から、「早考節用集」の書名をもつ節用集が宝暦・明和に存在したことが知られる。が、検索法に清濁分けを採用するかどうかを確認する必要がある。この点については、幸い、吉文字屋刊行の『文宝節用集』（外題。宝暦二年刊。米谷隆史氏蔵）や『蠹海節用集』（明和六年刊。架蔵）の巻末書目に「早考節用集 同清濁分」と記されており、清濁分けであることが確認できるのである。結局、天明五年刊「早考節用集」と同じ特徴をもつ節用集が、宝暦末以降、吉文字屋の節用集として名が挙げられることになる。一つの書肆から、同じ時期に同じ書名ながら内容を異にする節用集が刊行されるとは考えにくい。したがって、天明の「早考節用集」は宝暦末には刊行されていたと考えられるのである。

以上のことから、亀田本「早考節用集」の版の荒れは、宝暦一年に刻された初版の版木を、天明期においても使用しつづけたことによる可能性がある。そして、そのように痛んだ版木では印刷結果が必ずしもよいものではなかったため、「錦囊万節用宝」には合冊されなかったと推測することが可能になるのである。

『急用間合即座引』の採用

ついで、合冊される節用集として「急用間合即座引」が選ばれた理由を考えてみよう。とはいえ、最大の特徴である検索法には選ばれるべき理由がないのだから、他に積極的な理由も見つけにくい。そこで、吉文字屋が擁していた節用集諸本から消去法で絞りこんでみよう。その際、三切本にかぎらず、他の判型のものも候補に挙げることが考えられることになる。体裁の不統一さえ厭わなければ、美濃判の節用集本文を合冊してもよいからだが、「錦囊万節用宝」に合冊されたのはすべて三切本なのだから、吉文字屋は三切本だけで構成しようとしたらしく思われる。また、先にも示したように多くの三切本を所有していたことでもあり、ここでも三切本にかぎって話を進めて大過ないであろう。

候補となるのは次の諸本である。書名・検索法・表記法などを記す。

贅した程度ではどのような性格の書籍であるか分からないこともある。もちろん、少しばかり注意深く見れば判断できるが、一見して分かるかどうかは、使用感として案外に大きな差となろう。したがって、他の合冊書籍と紛れさせない工夫が必要になるものと考えられる。

そのためには、複数の方法により合冊各書間の区分を明示するのが効果的である。この点、『錦囊万全節用宝』で、体裁上の工夫として四書間の境界に「黄紙」を設けるのは注目される。合冊各書間の区分が必要だと考えていることを示すからである。そうした指向が、書名上にも現れることは容易に推測されよう。

たとえば、『錦囊万全節用宝』に合冊された『訓蒙図彙』（目録標題は「万物絵本訓蒙図彙」との書名にも区分のための工夫があったと思われる。この書の本来の書名は「万物絵本大全調法記」だが、収載された絵は中村楊斎編『訓蒙図彙』（寛文六（一六六六）年刊）の縮写であるという（長友千代治二〇〇一）。書名に「絵本」を含むこと、序の記しより、付録に「絵具製法」を載せることなどからすると絵手本としての性格を強調するかのようで、原『訓蒙図彙』から離れようとの気味がある。さらにいえば、原『訓蒙図彙』の版元から版權侵害とされるのを避けての所為かともうたがわれる。ならば、『錦囊万全節用宝』において「訓蒙図彙」の書名をかかげるのは毒蛇にはかならないが、その危険をおかしても原『訓蒙図彙』の知名度にすがって『訓蒙図彙』（「万物絵本訓蒙図彙」）の内容・性格を明示しようとしたものと思われるのである。

だとすれば、「伊呂波分子引節用集」（いろは字引節用集）との書名も、他書との区別のために分かりやすさを指向してのものと見られそうである。核である「節用集」が包含する（いろは引き・辞書）との意味を再度表出する要素「伊呂波分（いろは）・字引」は余剰ということになる。が、余剰は必ずしも無駄を意味しない。音韻論においては、こうした余剰的特徴が「情況によっては、それは弁別的特徴の代用をする」（ヤコブソン他一九五一）。ヤコブソンらは、この後、電話でのロシア語の例を引くが、余剰的なものが区別の強調や間違えにくさを確保するのに役立つことがあるわけである。したがって、合冊節用集という特異な「情況」において、

蠹海節用集
字典節用集
袖中節用集（二種）
新撰正字通
早考節用集
連城節用夜光珠
急用間合即座引
急用間合即座引
大成正字通（初版）
大節用文字宝鑑
新撰部分節用集
三切と言っても『大成正字通（初版）』『袖中節用集』『新撰正字通』などは通常よりも大振りなので、美濃判より大きな料紙を用いたのであろう。したがって、『錦囊万全節用宝』内の他の書籍と判型が異なることとなり、合冊には向かなかったと考えられる。また、この三書は、字・語の平仄や四季を表示するといった韻事向けの工夫があるので、合冊せずとも単独に刊行して相応の需要が見込めたものと思われる。この点では、『蠹海節用集』も、すでに何度も再版されていく実績がある。『字典節用集』は再版自体少ないが、大略『蠹海節用集』に楷書を補ったものであり、寛政以降には何度か再版されるので『蠹海節用集』に準じて考えられそうである。

『大節用文字宝鑑』『新撰部分節用集』は、判型上まったく問題ないが、意義分類をいろは分けの上位に立てるので一般性に欠ける面がある。『連城節用夜光珠』は、山田忠雄（一九八二）によれば『急用間合即座引』の原形ともいべき検索法を採るものだが、次節で触れるように改題されて『急用間合即座引』となるものである。したがって、『急用間合即座引』が開版されれば、その役は終わったような存在であって、『錦囊万全節用宝』への合冊も考える必要がないかと思う。

残るは『急用間合即座引』真草二行本か行書一十本になる。当時の節用集は真草二行を表示するのが普通なので、それに合わせれば前者がふさわしいことになる。また、真草二行本は安永七（一七七八）年・天明六（一

七八〇）年の、行書一十本は安永九年の異本が知られているが、このうち、寛政元（一七八九）年刊行の『錦囊万全節用宝』にふさわしいのは、やはり、わずか三年前に再版された真草二行表示の天明六年本であろう。さきに、『早考節用集』の合冊が見送られた理由として摺りの質を挙げたが、その点でも天明六年本は申し分ないものである。『節用集大系』第四四巻にはこの天明六年本と『早考節用集』とが併載されるが、両者を比較すれば、影印本であっても天明六年本の版面の鮮やかさが知られるところである。

以上の検討をふまえてまとめれば、『錦囊万全節用宝』における節用集部分の差し替えは、以下のような経過が想定されることになる。『錦囊万全節用宝』を刊行するにあたり、最終段階すなわち「黄紙」まで準備した時点で、『早考節用集』では刷りの点で満足できず、より刷りの良いものが求められたのであろう。また、他に「人家日々取扱要領之事」「訓蒙図彙 一名万物絵本大全」「年中行事綱目」を合冊することになった『錦囊万全節用宝』であれば、相応の威容をもたせたいとの意向もありそうである。それには、やはり真草二行表示の節用集がふさわしかろう。そこで、これらの点を満足する『急用間合即座引』天明六年本に差し替えられたのであろう。

四 書名「伊呂波分子引節用集」

合冊体における書名

『錦囊万全節用宝』の辞書部分の書名「伊呂波分子引節用集」（目録標題は「いろは字引節用集」）は、重言的だが、はなはだ分かりやすい。こうした書名を採るのは、やはり『錦囊万全節用宝』が合冊という特異な形態を採ることと関わっているように思う。

まず、合冊であるために、合冊各書間の区分を明確にしなければ利用しにくいという事情があったと思われる。合冊された四書とも本来は三切本なので、三切の横長の版面が三段にわたって紙面にある。任意の一丁を一

重言的な「伊呂波分子引節用集」（いろは字引節用集）との書名は、合冊他書との区別のためになされた結果であったと考えたい。

書名の趨勢から

右のように「錦囊万全節用宝」のなかだけの問題として書名「伊呂波分子引節用集」を考えることが、まず可能である。が、全体的に、すなわち、他の吉文字屋の節用集の書名を見ても遺漏を最小限にするために必要かと思う。

吉文字屋の節用集や大坂本屋仲間の記録類をみると、宝暦以降、書名を和らげようとした節がある。たとえば、意義分類をいろはよりも先に立てる『大節用文字宝鑑』（宝暦六年刊）は、宝暦九年の再板改修本では『新撰部分節用集』と改題する。当時、意義分類を門とも部とも呼んだことからすれば、「部分」を取り入れた書名の方が特徴をよくあらわす一方、簡明でもある。こうした吉文字屋本の改題の例を大坂本屋仲間記録の「新板御願書」から拾えば次のようである。

百川学海錦字選 ↓ 新撰用文章宝玉集（宝暦二年三月）
大魁訓蒙品字選 ↓ 森羅万象要字海（安永四年二月）
連城大節用集夜光珠 ↓ 急用間合即座引（安永八年七月）

これに、堺屋清兵衛の『滄浪節用集』が『早考節用集』と改題したこと（前述）を加えてもよいだろう。「百川学海・連城・夜光珠・滄浪」のように、漢字の教養なくしては容易に思い至らない高尚な名から、より分かりやすいものに改めているのは明らかである。このうち「森羅万象」への改題は例外かとも思えるが、筆者の印象——といっても現代人のそれであるから、おのずと限界はあるが——からすれば、分かりやすいものと感じられる。分かりやすさといえば、「急用間合即座引」への改題が最たるものだろう。「急用に間に合い、即座に引ける」という口語そのままのような変わりぶりである。品格すら感じられないが、逆に「分かりやすさ」の要請がベダントリイを捨てさせるほどのものだったと見ることもできよう。常識的にみて、書名が分かりやすければ、購買者は親しみをいだきやすく、記憶しやすくなる。それはそのまま、その書の売れ行きを約束する要素でもある。現代でも、商品への命名、すなわちネーミングが重要である

ことは多くの人々の知るところだろう。そうしたことは、何も現代に限ることではなく、江戸時代においても同様であったろう。特に、多数の書肆から多くの異本が刊行されていた節用集ではなおさらである。右の改題は、こうしたことを背景になされたものであろう。⁹⁾

こうした傾向も後押しして、「伊呂波分子引節用集」（いろは字引節用集）という、分かりやすすぎるほどの書名が生み出されたと思えてよいと思う。ただ、本来の書名が、すでに分かりやすい「急用間合即座引」ないし「早考節用集」だったにもかかわらず、さらに重言的な「伊呂波分子引節用集」に変更されたことをふまれば、前項でみたような合冊体における区分の必要性による書名の変更の方が、より優先されるべき条件だったとも考えられる。

統一的书名との乖離

『錦囊万全節用宝』の辞書本文の名称が「伊呂波分子引節用集」（いろは字引節用集）となったのは右の推測で十分かと思う。が、そのために統一的书名『錦囊万全節用宝』から離れたものになったのは、合冊体ゆえのことと思われ、興味深い。合冊他書との区分を強調するために「伊呂波分子引節用集」（いろは字引節用集）との書名を与えたわけだから、それが、全体を表す書名と同じであってはならない。区分のためにしたことの意味がなくなるからである。

これに対して従来型の節用集では、正反対の傾向があると見られる。前稿において、合冊体に対する用語として従来型の節用集の構成を複合体と名付けた。辞書本文を中心に、巻頭・辞書本文上欄・巻末に付録記事を配するものである。そうした節用集の多く、特に一八世紀以降の節用集では、表紙や扉などに記される統一的书名と、辞書本文直前の書名（内題）とは、同一かほぼ同じであるのが普通である。なかには、外題を「万華節用群玉打出櫃」（享保二年刊）とし、内題を「大益字林節用不求人大成」とするような例もあるが、やはり少数であろう。

考えてみれば、複合体の節用集であっても、辞書本文と付録とがまったく渾然としているわけではなく、合冊体のような切れ目がある。早期のものをのぞけば、辞書本文の最初の丁から頭書記事も新たに始まるのが普通である。最後に、今後の課題について触れておく。本稿は『錦囊万全節用宝』における種々の不審を解釈したものであり、前稿は合冊体の展開をみたのであった。これらとともに『錦囊万全節用宝』の合冊という有りようをそのまま認めたいものである。すなわち、合冊体をとった理由や背景については、いまだ考察していないのである。いずれ、その点についても検討をおよぼし、補完をはかろうと考えている。

注

- 1 一気に一冊分を丁合いするのではなく、あるいは、いくつかに分けるのかもしれない。が、基本的には以下のように考えてよいと思う。
- 2 上・中段の丁付けの差は六五なのに、中段・下段の丁付けの差が一六五になるのが不審である。おそらく一九丁以降二八丁までのあいだで一〇〇丁飛ばしているのだらうと想像していた。が、幸い、その銅版によって摺りだされた刊本を入手することができた（二〇〇一年一月七日）。『鮮明いろは字引大全』（内題）で、「明治十九年九月卅日出版届／同 十九年十月卅日刻成」とするもので、編者は「京都府平民後藤七郎右衛門」である。これによれば、「百五十」丁の次葉が「二百五十一」丁であり、やはり一〇〇丁飛ばしていることが知られる。
- 3 宝暦十一年に刊行されたことについては第三節を参照。
- 4 年記は刊記になく、付録の「本朝年鑑六十図」の最終年による。
- 5 三階版・四階版などということがある。
- 6 吉文字屋刊行の一連の節用集の仮名類別については、山田（一九八一）、高梨信博（一九八八）に紹介・解説がある。
- 7 朝倉治彦・大和博幸（一九九三）による。ゆまに書房（一九八〇）の国会図書館本影印では、冊数と作者の位置が入れ替わり、墨付丁数も記されない。
- 8 「同」は「増字」もしくは「増字懐中本」。
- 9 宝暦二年六月に版權侵害を指摘されたことと関係するか。佐藤（一九九六a）参照。

なので、そこが巻頭付録との切れ目になるのである。したがって、辞書本文冒頭の内題に、統一的书名と異なる書名を与えてもよかったはずである。しかし、多くの節用集ではそうしていない。これはおそらく、命名者が、節用集の辞書部分を中核的な存在と見ているからであろう。それが、単なる習慣や情性あるいは通念だったとしても事情は同じ、むしろ、そうであればこそ、より一層辞書部分が中核的な存在として意識されていると考えられる。¹⁰⁾このような書名の有りようから、付録を含めた書籍としての統一の根に辞書本文があると見ることも、あながち乱暴な話ではなさそうである。約していえば、複合体節用集においては、複合体であるからこそ、統一的书名と内題とが同じかごく近いものになるということである。

おわりに

以上、『錦囊万全節用宝』における不整合三点につき、筆者なりの解釈をほどこしてみた。右の検討において、基本にある筆者の態度は、普通なら起きるはずもない不整合をいかに合理的に解釈するかであったが、一方では、それらが、近世節用集の時代的な趨勢のなかでどのような現象として捉えられるかを見ようとするものであった。もちろん、これは、『錦囊万全節用宝』を近世節用集のなかに位置づけようとの意図があったことである。

また、近世節用集の典型から著しく逸脱する『錦囊万全節用宝』を種々の点から考察することで、前稿で述べたように、逆に近世節用集の典型（ひいては通念・常識など）をかえりみることを筆者は企図している。この点は、四節において一応の成果がえられたかと思う。

- 10 重板類板停止令（元禄十一年）以前の刊行なので、『万物絵本大全調法記』刊行の元禄六年当時、版權の優先権などがどれほど尊重され、どれほどの実効があったかは必ずしも明確ではない。しかし、元禄以前の刊行書を根拠として版權を主張した例もある（佐藤一九九五）、そのような場合として想定してみた。ただし、大坂本屋仲間の「差定帳」一番にある「絵本出入格式之事」（元文二（一七三七）年）には「三ツ切二ツ切寸珍本ヲ以、大本半紙本ニ仕候事不相成、大本半紙本之株ヲ以、三ツ切二ツ切寸珍本ニ不相成事」とあって、判型によって版株のおよぶ範囲が限定されると読めるので、書名の変更によって版權侵害をまねかえようとしたとの想定は有効でないかもしれない。しかしながら、この格式を楯にして、他の書肆が刊行した書籍をそのまま小型化ないし大型化したものが版權に抵触しないというのも不自然であろう。この格式をめぐっては、なお熟考が必要な点があることになる。
- 版權上の問題はさておくとしても、『訓蒙図彙』の知名度にすがって内容を明示しようとする試みは成立するものと思われる。
- 11 『早引節用集』という、分かりやすく訴求力も強い書名からの影響も考えられるかと思うが、詳細は別稿にゆずる。
- 12 あるいは出版上の都合として、みだりに別称を用いないなどの内規のようなもの、あるいは不文律があったとも考えられる。
- 13 ただし、このことは、特に合冊体については言えないかもしれない。まず、合冊体を採る節用集の数が少なく、理屈の上ではともかく、現実的な判断が確定できないことがある。また、一九世紀の合冊体節用集のように周到に練られたものでは、むしろ複合体に近い書名のありようを示すからでもある。したがって、合冊体の場合は、『錦囊万全節用宝』のように、まったく独立的な書籍を合冊するようなプリミティブなタイプに限定すべきかもしれない。
- このことからまた、一九世紀の合冊体を「合冊体」の名で呼ぶこと、ないし、その範疇に含めることには注意が必要かもしれない。一九世紀の合冊体は、はじめから一冊の節用集を編成するよう、かつ、切り離しても違和感のないよう、調和的な複数のユニットを作るという手法をとるからである（前稿）。このことはまた、付録部分が必ずしも独立的でないことを意味するが、だとすれば、単独刊行に向くとはかぎらず、この点でも『錦囊万全節用宝』のようなタイプと

は異なる性格をもつからである(ただし、ユニットが単独刊行できないことは必ずしも欠点とはならない。摺りださなければその分の経費が浮くのだから、それはそれで好都合だったのかもしれない)。

参考文献

- 朝倉治彦・大和博幸(一九九三)『江戸出版書目 新訂版』臨川書店
 佐藤貴裕(一九九五)『近世節用集版權問題通覧——元禄・元文間——』『岐阜大学教育学部研究報告(人文科学)』四四—
 (一九九六a)『近世節用集版權問題通覧——宝暦・明和間——』『岐阜大学教育学部研究報告(人文科学)』四四—
 (一九九六b)『近世節用集の記述研究への視点——形式的特徴をめぐって——』『国語学』一五 和泉書院
 (二〇〇〇)『節用集の世界——典型と逸脱——』『月刊しにか』二〇〇〇年三月号
 (二〇〇二)『錦囊万全節用宝』考——合冊という形式的特徴を中心に——『国語論』九 明治書院
 斯道文庫(一九六三)『書林出版書籍目録集成』(二) 井上書房
 高梨信博(一九八八)『近世節用集の序・跋・凡例』(二)『国語学 研究と資料』二二
 多治比郁夫(一九八四)『本屋仲間』『日本古典文学大辞典』第五卷 岩波書店
 長友千代治(二〇〇一)『江戸時代の書物と読書』東京堂出版
 ヤロフソン、フアント、ハレ(一九五一)“Preliminaries to Speech Analysis” M.I.T. Press. 竹林滋・藤村靖訳『音声分析序説』(研究社 一九六五)による。
 山田忠雄(一九八二)『近代国語辞書の歩み』下 三省堂
 ゆまに書房(一九八〇)『江戸本屋出版記録』上

讀盧陞妻傳

——銷夏考實小記——

『全唐文』卷七七一に「盧陞妻傳」なる一文が収められている。著者は長孫巨澤という人物で、『全唐文』の小傳には「巨澤、元和時人」の僅か六字しか記載されていない。また、長孫巨澤の著作としては、『全唐文』にこの「盧陞妻傳」一篇しか収録されていない。韻文作品も傳わっておらず、この文章が巨澤唯一の作品のようである。長孫巨澤の考證は後に回して、まず「盧陞妻傳」の内容を見てみると、その大意は次のように言う事ができるだろう。

汾州刺史崔恭の娘である崔少玄は范陽の盧陞と結婚したが、實は金闕玉后の侍女であった。彼女は、仙人の名簿管理を仕事としていたが、ある時それを落して汚してしまった。しかし、その事を黙っていたためにこの世に謫されていたのである。いま期日が満ちたので、仙界に歸るため居室を別にして昇仙の準備をしていた。たまたま、崔少玄の部屋から話し声したので盧陞が居室を覗くと、天界の眞仙が降ってきていて崔少玄と話していた。しかし、神仙の言葉であったため彼には理解できなかった。ある時、崔少玄は盧陞に「父母の壽命が盡きようとしている」と言って「黄庭内景經」を取り出した。「これを一萬回唱えれば、父母の壽命を十二年延ばす事ができる」と言い、南斗主算天官を召して父母の壽命が延びるように祈願文を持って行かせた。天上界の祕密を漏らしてしまったため、それから一月餘りで崔少玄は亡くなったが、柩の中には着物だけしか残っていなかった。

坂内榮夫

崔少玄が亡くなる以前に、盧陞は崔少玄に仙道を教えてくれるように願った。すると「守一詩」を與えて、「貴方は丙申の年(八七)に異人に出會うから、その時この詩を見せたい。貴方のために解釋してくれるでしょう。今はまだ貴方は道に従う時ではありません」と言った。私(長孫巨澤)の友人で棲眞子王君という者に盧陞が出會い、無き妻の話をして「守一詩」を見せると、王君は注釋を作って『玄珠心鏡』と名づけて盧陞に授けた。元和丁酉の年(八七)に私(巨澤)は王君からその話を聞き、顛末を綴ってこの傳を作ったのである。

要するに、謫仙である崔少玄がこの世を去るに当たって、この世の夫である盧陞の請により授けた歌訣が「守一詩」で、それに王君なる人物が註解を加えたのが『玄珠心鏡』であると言っているのである。ここに見えている『玄珠心鏡』なる書物であるが、書目を検索すると『新唐書』藝文志三道家類に

崔少玄(玄)老子心鏡 一卷

と著録されている。更に、幸いな事に『正統道藏』中にこの書は現存している。「洞玄 衆術類」に収められている、『玄珠心鏡註』がそれである。そして、この書の序文がまさに今引いた『全唐文』に収める「盧陞妻傳」と全くの同文なのである。また、そこには「傳」と「章句」の作者名がそれぞれ「王屋山樵 長孫滋 巨澤傳」「棲眞子 王損之章句」の様に示されている。これにより長孫巨澤の名前が滋であり、棲眞子王君とは王損之である事が判明する。また、少玄が授けたという「守一詩」は、序文の後に續いて収められている